

について 考えてみよう



今年も国連において「世界人権宣言」が採択されてから五十周年にあたります。また、法務省から大館市が「人権モデル地区」の指定を受けた年でもあります。

この記念すべき年の人権週間（十二月四日から「人権デー」の十日まで）を前に、普段は縁遠く感じていながら、最も身近な問題である「人権」についてみんなで考えてみましょう。

人権とは

「人権」という言葉を聞いて皆さんは何を思い浮かべますか。何か大変難しい問題とか、日常生活とは直接関係のない他人事などと思っではないですか。

「人権」を辞書で引くと「人間が本来持っている、生存・自由・平等などの権利」とあります。つまり「人権」とは、あなた自身やあなたの周囲のだれもが持っている当然の権利で、一人ひとりの人間に平等に与えられた、生きるための自然の権利なのです。

自然な人権意識を

人権問題というと、性別による差別や子どものいじめの問題、高齢者や障害者に対する偏見などがいわれがちです。しかし、それだけではありません。人権問題は、特別などころではなくても、ごく身近なところにも存在しています。毎日の生活の中でも、言葉や態度で人を傷つけてしまうことがあります。例えば街で、自分が急い

でいるからと、人を突き飛ばしたり、人の間に割り込んだりするなどの。これでは、邪魔な草や木を押し除けるのと同じで、人を人として扱っていないことになりす。そのような行為をしてみましたときに、素早く気付き、ひと言謝ることができたら。こうしたごく当たり前のことが、相手の存在や意識を認める、つまり人権を尊重することにつながります。

私たちは、お互いが持っている人権について、だれに言われなくても心と体が自然に反応する、つまり呼吸するように自然体で接することができるようにならなければなりません。



世界人権宣言

第二次世界大戦は、多くの人命を奪う不幸な出来事でした。この悲劇を二度と繰り返すことなく、世界中のだれもが幸せに生活できる国際社会を作りたいという決意のもとに、昭和二十三年（一九四八年）十二月十日、パリで開催された国連の第三回総会において採択されたのが「世界人権宣言」です。世界人権宣言は、初めて人権の国際的な保障をうたった画期的なもので、前文と三十の条文からなります。宣言の第一条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とあります。



人権問題で困ったら

みなさんが毎日の生活を営んでいくうえで、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなものかよくわからなくなったりすることがあるでしょう。もし、そのようなことがあった場合には気軽に相談できるところとして、人権相談所があります。相談は無料で、相談者の秘密は守られます。「これは」と思ったときにはぜひ相談してみてください。きつとお役に立てるはずですよ。

常設相談所

▽法務局職員による相談
とき・月曜日・金曜日

8時30分～17時
ところ・秋田地方法務局大館支局

▽人権擁護委員による相談
とき・毎月第4水曜日

10時～15時

ところ・市役所

（生活環境課相談コーナー）

特設相談所

とき・12月5日（土）

10時～14時30分

ところ・正札竹村 2階 銀サロ

（人権擁護委員が対応します）

※人権擁護委員の自宅でも随時相談に応じています。

人権擁護委員の氏名、連絡先などについては左記にお問い合わせください。

秋田地方法務局大館支局

☎4216514

大館市人権モデル地区推進協議会

（市役所総務課内）

☎4913111（内線259）